

議案の公開に伴う個人情報の取扱基準

1 趣旨

議案に記載している個人情報は、審議に必要な情報である一方、個人情報保護条例に基づき個人の権利利益の保護を図るべき情報でもある。

このため、議案及び庁議資料の公開並びに提案理由説明における個人情報については、下記のとおり取り扱うこととする。

2 対象とする議案

(1) 人事案件

副市長、教育委員会教育長、教育委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員の選任（任命）及び人権擁護委員の推薦につき意見を求めるもの

(2) その他の議案

損害賠償の額の決定、和解、訴えの提起等において個人情報を記載したもの（専決処分の報告を含む。）

3 取扱内容

(1) 議案の公開における取扱い（市政情報コーナーへの配置及び市ホームページへの掲載）

ア 人事案件については、裏面の経歴書（議案資料扱い）を除くとともに、生年月日及び住所を非公開（黒塗り）として公開する。

イ その他の議案については、住所、氏名等の個人情報を非公開（黒塗り）として公開する。

(2) 庁議資料の公開における取扱い（市政情報コーナーへの配置及び市ホームページへの掲載）

市議会へ提出する議案を審議した庁議の記録、庁議付議事案書及び添付した議案案文を公開する場合も、(1) 議案の公開における取扱いと同様の取扱いとする。

(3) 提案理由説明における取扱い（提案理由説明書の作成）

ア 人事案件の審議においては、氏名のみを発言し、生年月日及び住所は「議案書に記載のとおり」とする。

イ その他の議案の審議においては、住所、氏名等の個人情報は「議案書に記載のとおり」とする。

4 法人情報の取扱い

法人に関する情報（所在地、会社名、代表者名等）については、情報公開条例における公開情報であることから、取扱基準の対象とはしない。

5 実施時期

平成28年第1回定例会に提出した議案からとする。